

# 宍粟市自治基本条例の検証結果

令和8年3月19日

宍粟市自治基本条例検証委員会

## 1 はじめに

宍粟市においては、平成23年に市民の参画と協働による市民自治の実現を通じて宍粟市のまちづくりを進めることを目的とした宍粟市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）を制定し、今年で15年目を迎えた。

自治基本条例は、本市の自治運営と協働の基本ルールとして、住民自治の推進、市民参加、情報共有、説明責任等の考え方を定めるものである。一方、条例は制定しただけで自動的に機能するものではなく、運用の実態が理念に沿っているか、実効性が確保されているかを継続的に点検する必要がある。

近年は、人口減少・少子高齢化、地域コミュニティの担い手不足、災害リスクへの対応、行政サービスのデジタル化など、自治を取り巻く環境が大きく変化している。こうした変化に対し、現行条例の内容や仕組みが現在の課題に適合しているか、また市民参加や情報提供の方法が実質的なものとなっているかを検証することで、理念と運用のズレや不足点を把握し、改善につなげるものである。

自治基本条例検証委員会（以下「検証委員会」という。）では、自治基本条例第36条の規定に基づき、それぞれの委員が市民としての立場から、条文ごとに現状の取組みや課題を検証する中で意見を出し合い慎重に審議を行った。

## 2 自治基本条例の検証

### (1) 検証の方法

以下の通り検証委員会を開催した。

第1回：令和7年11月26日 役員選出、自治基本条例検証の進め方について

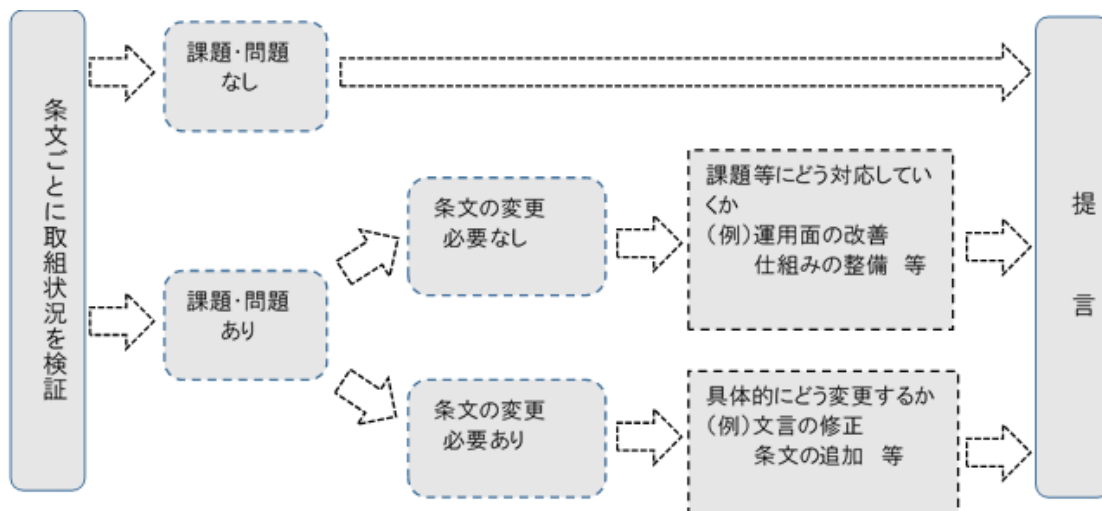
第2回：令和7年12月17日 自治基本条例（前文、第1章、2章、3章）の検証

第3回：令和8年1月21日 自治基本条例（4章、5章、6章）の検証、総括

第4回：令和8年2月9日 検証結果まとめ

今回の検証においては、自治基本条例の各条文に則した市の取組状況を確認し、取組内容の質の向上に主眼を置き、①自治基本条例の規定に則した取組はなされているか、②取組状況において課題や問題はないか（十分に取組まれているか）、③これらを踏まえて条文改正の必要はあるか、の3つの視点で検証に取り組むこととした。※下記フロー図参照

なお、公正中立な検証を実施するべく、初回を除くすべての会議で傍聴席を設けた。



## (2) 検証の結果

検証の結果、委員から出された主な意見は次のとおりである。

条	項目名	主な意見（課題や問題点）
全体	-	<ul style="list-style-type: none"><li>・検証も重要だが、市民の中に自治基本条例を浸透させていく取組が必要である。「この条例をいかに知っていただくか」効果的な方法を検討されたい。</li><li>・広報の手法を検討されたい。ホームページだけではなく、しそチャンネルやSNS、AIの活用など、周知はいろいろな手法がある。市民に伝わる行政であってほしい。</li></ul>
全体	-	<ul style="list-style-type: none"><li>・コロナ禍によるオンライン需要の増加や、社会のデジタル化の加速により、SNSやAIなどデジタルツールの普及は、条例制定時から大きく変化したもののひとつであると考えられる。</li></ul>
全体	-	<ul style="list-style-type: none"><li>・宍粟市が理想としているまちづくりは、この基本条例できっちり決められていると理解した。ただ、行動力のある人はいいが高齢者などに対してはどうか。「誰ひとり取り残されないまち」をめざし、高齢者から若者まで意見を吸い上げることができるような方法を検討いただきたい。</li></ul>
全体	-	<ul style="list-style-type: none"><li>・いろいろな機会に出た意見を吸い上げる仕組みが必要。一方、会を開催してもなかなか参加者が少ない状況がある。例えばチラシ配布だけでなく誘っていくDMなども取組の具体として有効かもしれない。</li></ul>
2条	定義	<ul style="list-style-type: none"><li>・「(2) 市民」の定義に、「企業、法人」「自治会」を表記することを検討いただきたい。</li></ul>
9条	市議会の責任	<ul style="list-style-type: none"><li>・議会報告会などへの参加者が少ないと感じる。地域のリーダー等に向け、積極的な声掛けをすることが必要である。</li></ul>
21条	まちづくりを推進する団体	<ul style="list-style-type: none"><li>・まちづくりを推進する団体や地域の組織について、直接関わらない市民は知らないことが多い。他地域における先行事例や取組についても、市民に分かりやすい形で周知に取り組んでほしい。</li><li>・組織化を推進する段階での行政の関わり、手腕が必要と感じている。団体が独り立ちするまでの行政事務局からの伴走支援体制は重要である。</li><li>・公共交通などの生活基盤の整備については行政で考えてもらう課題ではないか。まちづくり団体が行うことと行政が行うことを分けていけないといけないのではないかという思いがある。</li></ul>

22条	市民公益活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「人口減少や高齢化が進んでも、公益活動に取り組まれている地域団体が活動を継続できるように、協力又は支援に努める」という取組の方向性は全くそのとおりであり、地域に人のくらしがある以上、公益活動、集落機能の維持はくらしと命を守る安全網と考える。</li> </ul>
33条	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、人口減少や高齢化、空き家の増加などで、避難訓練や避難経路・土砂災害の危険区域の確認、高齢者への避難誘導シミュレーションなど、かつてできていたことができなくなっている。市として自主防災組織の「立ち上げ」ばかり推進するのではなく、時代の変化に合わせて変えていかなければならないことを提案してもらえれば、自主防災組織としても進めやすくなる。</li> <li>・「自助、共助、公助」に「近助」という言葉を加えれば取組を具体的に示せるのではないか。</li> </ul>

### 3 まとめ

自治基本条例の趣旨に照らし、現状の取組状況と課題、今後の方向性について検証を行った結果、議論の中で出された主な意見は前項（2）検証の結果のとおりである。この検証を機会としてそれぞれの課題を再認識いただき、今後の事務の改善、取組の強化に努められたい。

意見交換を重ねる中でも、市民主体のまちづくりを進める必要性、地域運営組織等における多様な主体参画の可能性、公共交通をはじめとする地域の基盤の在り方の検討については特に関心が高く、多くの意見が出された。

今後のまちづくりの推進においては、人口減少や少子高齢化が進む中、従来どおりの地域活動の維持が困難となることが想定される。したがって、人口が減少しても地域の活動を保ち、地域の力を持続させることができるよう、担い手確保、役割分担、参加の仕組み、支援体制等を含めた持続可能な仕組みの構築に向け、計画的かつ着実に取組を進められたい。

あわせて、地域運営組織においては、自治会等の既存組織に加え、若者、子育て世代、女性、事業者、企業、NPO、移住者等、多様な主体が参画しやすい環境を整え、協働の裾野を広げることが重要である。加えて、今後のまちづくりを実効性あるものとして推進するためには、地域住民や行政だけでなく、地域経済や雇用、サービス提供を担う企業の力を積極的に取り込むことが不可欠である。企業が有する人材、専門性、ネットワーク、資金、デジタル技術等を地域課題の解決や担い手不足の補完に生かし、地域貢献活動にとどまらない継続的な連携・協働の枠組みを構築することで、地域運営の持続性と価値創出の両立を図られたい。

また、頻発する災害に伴うリスクへの対応、危機管理、市民サービスの公平性の確保についても活発な意見が出された。特に、高齢者等のいわゆる情報弱者に配慮しつつ、正確な情報を迅速に市民へ届けることは、重要な対策の一つである。有事における情報公開・伝達の在り方（媒体の多重化、平時からの周知・訓練、地域との連携等）を含め、より一層、参画と協働が実効性をもって機能する仕組みの確立に努められたい。

さらに、議論の中では、市民一人ひとりが「私たちは何ができるか」を自ら問い、行動に移していく姿勢の重要性について意見があった。地域の課題解決を行政に過度に依存するのではなく、「自分たちでできることは自分たちでやっていく」意識と行動に転換していくことが大

切であり、このような主体的な取組の積み重ねがあつてこそ、本条例が地域の現場で生きたものとなり、最終的には、市民の「自助」「共助」の力を高めることにもつながるものと考えられる。

以上を踏まえ、本市においては、自治基本条例が掲げる理念を実務と地域の現場で具体的に実現するため、継続的な点検と改善を行うべきである。

なお、その前提として、市民の中に自治基本条例を浸透させていく取組が必要である。「この条例をいかに知っていただくか」という視点から効果的な方法を検討し、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら、市民主体のまちづくりを着実に推進されたい。

#### 4 自治基本条例検証委員会名簿

	委員名	備考
1	長 田 茂 伸	
2	水 口 正 己	
3	井 上 千 景	
4	小 椋 成 実	
5	北 川 昌 彦	
6	田 住 学	委員長
7	春 名 雅 行	
8	春 名 文 子	
9	藤 原 千 尋	
10	中 林 久美子	副委員長

#### 5 資料

- (1) 自治基本条例
- (2) 自治基本条例逐条解説（令和7年度改訂）
- (3) 自治基本条例検証委員会会議録